

事務連絡
令和2年5月19日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部
(医療体制班)

新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等に関する調査報告依頼について（第4回）

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付け事務連絡）において、医療提供体制（入院医療提供体制）の対策の移行が行われた際の症状がない又は医学的に症状が軽い方の宿泊や自宅での療養の対象者や都道府県等における必要な準備事項についてお示しし、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養又は自宅療養の考え方について」（令和2年4月23日付け事務連絡）において、宿泊施設が十分に確保されているような地域では、宿泊療養を基本として対応をお願いしたところです。

「新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等に関する調査報告依頼について」（令和2年4月26日付け事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等について御報告をお願いしておりますが、第2回以降の様式については、第1回調査を踏まえ下記のとおり修正しておりますので、第4回も引き続き下記の内容に基づき御報告をお願いいたします。

なお、第4回は5月20日（水）24時時点の状況を、5月22日（金）24時までには御回答ください。今回より報告日を変更させていただいておりますことにご留意願います。

また、本調査結果については、調査様式に記載のとおり一部公表を前提に取り扱う予定としていることを申し添えます。

記

1. 調査内容

(1) PCR 検査陽性者数（退院者等を除く。）

貴都道府県の2.の報告時点における、新型コロナウイルス感染症のPCR検査陽性者数（2回連続でPCR検査での陰性が確認され退院基準を満たして退院した者、解除基準を満たして宿泊療養・自宅療養を解除された者及び死亡者を除く。）

※ (1)は(2)～(6)を合計した数。

※ (2)～(6)について、全てのセルに数字又は状況（「調査中」又は「不明」）を入力すること。「調査中」は該当する項目の人数を調査中の場合、「不明」は調査を実施しておらず該当する項目の人数が不明な場合を指す。

(2) 入院者数（入院確定者数を含む）

① 1. (1)の新型コロナウイルス感染症患者のうち、病院又は診療所に入院している者（入院確定者（一両日中^{*}に入院すること及び入院先が確定している者）を含む。）の数

※ 「一両日中」について、第4回は5月20日（水）24時時点から5月22日（金）中とすること。なお、第5回以降についても同様の考え方とする。

② ①のうち、一両日中に入院すること及び入院先が確定している者の数

③ ①のうち、重症者（集中治療室（ICU）等での管理、人工呼吸器管理又は体外式心肺補助（ECMO）による管理が必要な患者）の数

(3) 宿泊療養者数（宿泊施設で療養を行っている患者及び入院調整中のため宿泊施設で待機している者の数）

① 1. (1)の新型コロナウイルス感染症患者のうち、宿泊施設での安静・療養（以下「宿泊療養」という。）を行っている者及び入院調整中のため宿泊施設で待機している者（一両日中に入院すること及び入院先が確定している者を除く。）の数

② ①のうち、宿泊療養を行っている者の数（入院調整中のため宿泊施設で待機している者を除く。）

③ ②のうち、病院又は診療所に入院していたが、症状が改善したこと等により、現時点で宿泊療養を行っている者の数

④ ①のうち、入院調整中のため宿泊施設で待機している者の数（一両日中に入院すること及び入院先が確定している者を除く。）

(4) 自宅療養者数（自宅で療養を行っている患者及び入院調整中のため自宅で待機している者の数）

① 1. (1)の新型コロナウイルス感染症患者のうち、自宅での安静・療養（社会福祉施設等の入所施設・居住系サービスなど、自宅に準ずる施設等で安静・療養している場合を除く。以下「自宅療養」という。）を行っている者及び入院調整中のため自宅で待機している者（一両日中に入院すること及び入院先が確定している者

を除く。)の数

- ② ①のうち、自宅療養を行っている者の数（宿泊施設への入室待機者を含む。）
- ③ ②のうち、病院又は診療所に入院していたが、症状が改善したこと等により、現時点で自宅療養を行っている者の数
- ④ ①のうち、入院調整中のため自宅で待機している者の数（一両日中に入院すること及び入院先が確定している者を除く。）

(5) 社会福祉施設等療養者数（社会福祉施設等で療養を行っている者及び入院調整中のため社会福祉施設等で待機している者の数（自宅療養と同じ解除基準*により療養を解除された者を除く。))

※ PCR 検査で2回連続陰転化又は療養開始から14日間経過した場合に療養解除

- ① 1. (1) の新型コロナウイルス感染症患者のうち、社会福祉施設等で療養を行っている者及び入院調整中のため社会福祉施設等で待機している者（一両日中に入院すること及び入院先が確定している者を除く。）の数
- ② ①のうち、社会福祉施設等の入所施設・居住系サービスなどで安静・療養している者の数
- ③ ②のうち、病院又は診療所に入院していたが、症状が改善したこと等により、現時点で社会福祉施設等にて療養を行っている者の数

※ 医師の判断により退院して療養を開始した者に限る（2回連続でPCR検査での陰性が確認されて退院した者を除く。）。

- ④ ①のうち、入院調整中のため社会福祉施設等で待機している者の数（一両日中に入院すること及び入院先が確定している者を除く。）

(6) 確認中の人数

1. (1) の新型コロナウイルス感染症患者のうち、1. (2) ~ (5) のいずれに該当するか現時点で不明であり、確認中である者の数

2. 回答方法

第4回は5月20日(水)24時時点の状況を、別紙様式にて5月22日(金)24時まで
に御回答ください。

なお、今回より報告日を変更させていただいておりますので、ご注意ください。今回以降の報告日については、水曜日24時時点のデータを金曜日24時までとさせていただきます。また、調査結果のうち公表対象となっている項目については、5月26日(火)公表予定となっております。

(※) 新たなシステムが稼働次第、システムによる報告へ切り替えます。

3. 報告に当たっての留意事項

都道府県内の保健所を設置する市及び特別区の状況も含めて、都道府県からまとめて御報告をお願いします。

4. 照会先

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 医療体制班

代表 03-5253-1111 (内線 : 8340、8341、8350)

直通 03-3595-3284

以上